佐賀県告示第二百五十八号

改正する。 する徴収金基準 児童福 いては、 祉法第五十六条 ただし、 なお従前 (昭和六十三年佐賀県告示第四百四十号) 平成二十四年九月三十日以前 の例による。 の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一 の期間に係る徴収金の算定に の 部を次 項に のように 規定

平成二十四年十月一日

佐賀県知事 古川康

本文ただし書を次のように改める。

基準月額に満た ただし、 表二の規定による措置児童等に係る算定額が、 な いときは、 当該算定額とする。 表 で定める 徴 収 金

2110 地域 基基 巾 を 施設入所部、 通園施設、 を加え、 保健福祉部長通知「 同表の備 障害児施設、 由児療護施設」 5 乳児院、 1 似 等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係 9 兆 4 に **毌「児童** 及び平成 考3中 改め、 画省 同表の備考3の 援護局障害 徭 肢体不自由児施設通園部及び」を削り、 9 雇用均等 回河 指定医療機関 肢体不自 自閉症児施設、 や「福祉型障害児入所施設、 入所施設徴収金基準(扶養義務者用 を「 24 継 控除廃止の影響を受け 保健福祉部所管の制度 併 175 自由児を 舥 6 巾 (1)児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受け 回 5 中「並びに第 (入所に限る。)」 25 \succeq 祭の4第 盲児施設、 入所させる指 の次に「 日障発 6 0625 頃及び第 2 W 平成 23 ቯ に限 Ø 定医療機関、 うあ児施設、 徭 に改め、 紦 医療型障害 負担上限月額の算定 ° У 号厚生労働省社 5 併 巾 祭の \succeq 同表の備考1中「競な子皿 7 に多 を「(回祭第 を「 回 同表の備考2中「 4 児入所施設」 15 乳児院、 重症心身障害児施設」 9 る取扱いに 児童 2 日雇児発 紦 入所施設徴収 会 5 褦 肢体不自由児 2 回河 頂第 嵌 Ø る取扱いに 0715 に、「 「 フ 1 1 2 厚生労 護局障害 費用徴収 に 難聴幼児 及び第 改 知 的 め、 舥 出

雪智 5 の 加え、 及び」 に、「 9 徭 の 次に「(ω 次に次のように 9 2 41 祉法 により障害児 2 $\vec{\omega}$ (3) 中 祭の 同表の備考4を削り、 舥 に 紦 自立援助亦 頂から 改 紦 1項、 92 19 め 21 児童福祉法第 偨 9 祭の5 徭 紦 紦 同表 ω 15 加える。 2 1項並びに」を「に規定 舥 入所施設を利用する児童」ユ′「 河河 温井 の備考3 9 1項及び第 **>** の入所児童は単身世帯 徭 ω آ ا 24 4 頂」 により障害児通所支援を 祭の の 同表の備考5の に改め、 (2) 中 2 に改め、「 澒 2により障害児施設を利用する児童」 同表 徭 徭 4 4 継 ज् の備考中5を4と 祭の19の4 祭の 4 る寄附金 ①日「扶養義務者のない世帯」 \wedge 条の :みなす。 ω 第 14 項から 受ける児童及び同法第 9 19 に服 2 9 継 舥 \mathcal{L} 2 В 4 を加え、 紦 o 回河 頃及び第 Ų \mathcal{L} 継 回河 を「 舥 16 同表 92 頑 ま 同表の備 の 紦 偨 2 項」 の 次に「 4 備考4 を「 舥 ぱっを 24 긁 洹 ഗ を 9

5 回法 通所 祉法 鼠 账 坐 47 匝 収金基準額が全額徴収又は日割りであ $\overline{\Gamma}$ の徴収金基準月額の最も多い措置児童以外の措置児童に係る徴収金 入所給付費を支給されている場合は、 談世帯 額は、 溋 舵 基準額 回 먨 紦 舥 Ø \mathcal{L} \wedge 例 非 徴収金基準額×0.1× બ બ 2 当該世帯 24 Ø におけ $\overline{\Gamma}$ В 情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金 \vdash 祭の 祭の 表の規定 ついては、「児童入所施設 において な ただし、 5 9 る施設入所児童の徴収金基準額の 2 に後後 9 の障害児入所給付費を支給 児童福祉法第 2の障害児通所給付費又は同法 により 2 Ø 措置児童等の属する世帯の扶養義務者が 人以上の措置児童があ 上限(当該世帯 算定された徴収金 (当該世帯 21条の $\overline{\Gamma}$ 瘊 Ø 当該措置児童等の世帯に係る徴収 1.81 における施設入所児 1 Ø 5 徴収金基準額 9 若と 基準月 されて 2 る施設入所児童の る場合において の障害 \subset ている児童等 □⟩ 基準額 くは児童自 舥 う 算額を 溋 24 条の 児通所給付費又は $\overline{\Gamma}$ 0.1 J + 児童 账 **⊗**t 量の 該世帯の上 立支接施 À 2 Ø 例 動 の $\overline{\Gamma}$ 龌 入
所
協 S 引 瘊 ψ ν に 害児 桝 Ø 9 鋷 临 回

À 福祉法第 徴収金基準額 利用者負担の上限額 た費用並びに同法第 等の徴収金基準額とする。)とし、 成 19年12 収金基準額は、「障害児施設措置費 回 は同法第 る場合は、 る場合は当該支払 その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に 24条の20に規定 24 月18 祭の7 児童入所施設に係る徴収金基準額は0円 \mathcal{L} 日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」 Ĺ に規定 障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を つた額と 21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又 (実際に利用者負担とし ज् બ する。)をいう。 る障害児入所医療に係る利用者負担を る食事の提供に要した費用及び居住に その額がその月の利用者負担額(児童 (給付費等)国庫負担金について(平 て支払つた額が上限額を 以下同じ。) とする 悧 \vdash 弱し 舵 瞅 卟 бЛ _i⟩ \forall \vdash

ಠ್ಠ を加え、 表 の 備考6を削 同表の備考中7を6とし、 ıΣ 同表の備考7中 8を7とし、 及び」 の次に「児童薾護施設又は」 9を8とし、 10 及び 11 を削

表二を次のように改める。

施設 措置児童等に係る算定額 児童養護施設、福祉型障害児 次の算式(1)によつて得られる額とする。ただし、 入所施設、児童自立支援施設、 措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合 乳児院、母子生活支援施設、 は、算式(2)によつて得られる額とする。 自立援助ホーム、ファミリー 算式(1) ホーム又は里親 措置児童等についての当該施設の事務費の月額 保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導 費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施 設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算 費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、 入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審 費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、 保育機能強化加算費の単価を除く。以下同じ。) + 事業費の各費目(里親手当を除く。以下同じ。) のその月の当該措置児童等につき支弁した額の 合算額 算式(2) 〔(措置児童等についての当該施設の事務費の月 額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単 価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数〕 ×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価 により支弁した費目以外の事業費の支弁した額 の合算額 医療型障害児入所施設、指定 次の算式(1)によつて得られる額とする。ただし、 医療機関(入所に限る。)又は 措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合 助産施設 は、算式(2)によつて得られる額とする。 算式(1) 事業費の各費目のその月の当該措置児童等につ き支弁した額の合算額 算式(2) (事業費の各費目のうち月額保護単価により支 弁した額の合算額÷その月の日数)×その月の措 置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁し た費目以外の事業費の支弁した額の合算額

注 この表の算式における用語の意義及び端数計算の方法については、平成 11 年 4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」又は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」に定めるところによる。

減免、 に限る。 発 0715 に改め、 る費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限 6項及び第5 関扱いに ついて 表三の

に階層の項の世帯の階層

(細) 舥 を「 2第1頃」 徴収猶予等に関する法律の規定」 1項及び第 「(同項第 紦 \supseteq \cap 1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を を、「第41 2 祭の4の2 に改め、 の次に「 2項」 ᆫ 2号に規定する寄附金に限る。 を加え、「 祭の3 継 を加え、「及び船 同表の備考2の 5 頂」 第 41 条の 19 の 02 並びに第 に改める。 の次に「 区分の欄中「 の次に「 ②のウ中「災害被害者に対す 2 5 頂第 条の ω 舥 舥 1 項、 4第6 1項及び第2項、 \succeq Г П 及び平成 の次に「に満泊す 第2項、」 D を「(回祭第 温」を「 23年7 を つ を、 紦 第 41 条の 19 Ш __ 2 5 第 41 頂第 15 о Ол 祭の4 る寄附金 る租税の に 日雇児)に係 受け \Box

Ø

19 O

94

同表の備考2の 表四の備考2の 徭 92 祭第 1頃」を「に規定す (2) 中 (1) 中 徭 「英なに 41 祭の 艦 ω る寄附金に限る。 9 2 項第 2 _ の次に「 响 を「(回条第 紦 紦 92 紦 祭第 2 2 頂、」 熲 1 温」に改め、 を加える。 ¬ П